

児童福祉施設等整備費補助金交付要綱

平成 18 年 03 月 22 日児第 1138 号 制 定
 平成 19 年 02 月 07 日児第 1088 号 改 正
 平成 20 年 09 月 08 日児第 0848 号 改 正
 平成 21 年 11 月 30 日児第 1989 号 改 正
 平成 23 年 02 月 08 日児第 2571 号 改 正
 平成 24 年 02 月 24 日児第 2785 号 改 正
 平成 25 年 03 月 29 日児第 3252 号 改 正
 平成 26 年 08 月 05 日児第 1263 号 改 正
 平成 27 年 06 月 15 日児第 0888 号 改 正
 平成 28 年 09 月 26 日児第 1003 号 改 正
 平成 29 年 12 月 01 日児第 1400 号 改 正
 平成 30 年 09 月 04 日児第 0959 号 改 正
 令和 元 年 12 月 06 日児第 1716 号 改 正
 令和 2 年 06 月 15 日児第 0589 号 改 正
 令和 3 年 07 月 02 日児第 835 号 改 正
 令和 4 年 07 月 29 日児第 1103 号 改 正
 令和 5 年 02 月 08 日児第 2361 号 改 正
 令和 5 年 11 月 21 日児第 1999 号 改 正
 令和 6 年 12 月 6 日児第 2197 号 改 正

(通則)

- 1 児童福祉施設等整備費補助金については、予算の範囲内において社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例（昭和 37 年千葉県条例第 34 号）、千葉県補助金等交付規則（昭和 32 年千葉県規則第 53 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき交付する。

(交付目的)

- 2 児童福祉施設等整備費補助金（以下「整備費補助金」という。）は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定に基づき、市町村又は社会福祉法人等（社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人及び公益財団法人をいう。ただし、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所に係る施設整備事業については、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO 法人、営利法人等を含むものとする。以下同じ。）が施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

- 3 「児童福祉施設等」、「障害児施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類又は小分類の施設をいう。

(1) 児童福祉施設等

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に基づく児童福祉施設(同法第 44 条の 3 第 1 項に基づく里親支援センターを含む。)、同法第 35 条第 10 項に基づく職員養成施設、同法第 6 条の 3 第 1 項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第 8 項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所	児童福祉施設	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 里親支援センター	第 1 種助産施設 第 2 種助産施設

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
	職員養成施設 児童自立生活援助 事業所 小規模住居型児童 養育事業所		
(2) 上記以外の施設であつて、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、知事が特に整備の必要を認めるもの（以下「その他の施設」という。）	その他の施設		

(2) 障害児施設等

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1) 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービスに限る。）を行う事業所、同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援、同条第6項に規定する保育所等訪問支援、同条第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所並びに同法第7条に規定する障害児入所施設及び児童発達支援センター	児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所 児童福祉施設	障害児入所施設 児童発達支援センター	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター
(2) 上記以外の施設であつて、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、知事が特に整備の必要を認めるもの（以下「その他の施設」という。）	その他の施設		

(施設整備)

4 「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
------	------

創 設	新たに施設を整備すること。
増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増 改 築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
改 築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。
拡 張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕等	既存施設について令和５年８月２２日こ成事第４２６号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	令和５年８月２２日こ成事第４２２号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間児童福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について令和５年８月２２日こ成事第４３１号こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。
応急仮施設整備	令和５年８月２２日こ成事第４２８号こども家庭庁成育局長通知「社会福祉施設等における応急仮施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。
避難スペース確保	令和５年８月２２日こ成事第４２７号こども家庭庁成育局長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。

（耐震化等整備）

- ５ 耐震化等整備とは、地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るために行う改築又は補強等の整備であって、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
増 改 築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
改 築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。
大規模修繕等	既存施設について令和５年８月２２日こ成事第４２６号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。 また、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 ・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ・その他必要と認められる上記に準ずる工事
老朽民間児童福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について令和５年８月２２日こ成事第４３１号こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。

（交付の対象）

- ６ 整備費補助金は、次の事業を交付の対象とする。

（１）別表１－１の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業。ただし、③欄に定める設置者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 次のいずれかに該当する行為（ⅱ又はⅲに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてする

ものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

i 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

ii 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

iii 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあっては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 別表1-1の①欄に定める施設について、民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第7条第1項の規定により選定された選定業者が、同法第10条第1項の規定により整備した施設を③欄に定める地方公共団体が買収する事業(以下「PFI事業」という。)

(3) 令和5年8月22日こ成事第437号こども家庭庁成育局長通知「余裕教室を活用した児童福祉施設等への改築整備の促進について」により市町村が行う学校等の余裕教室の改築等に要する施設整備事業。

(4) 別表1-2の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業。

(交付額の算定)

7 整備費補助金の交付額は、次により算出する。

ただし、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 6の(1)から(3)の事業で、創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備については、次により算出された額を交付額とする。

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表2-1の④欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 別表1-1の①欄に定める施設の種類ごとに別表2-1の②欄に定める種目ごとの③欄により算出した基準額の合計額を算出する。

ウ アにより選定された額と、イにより算出した額とを比較して少ない方の額の施設の種類の額に別表1-1の④欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(2) 6の(4)の事業で、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備については、次により算出された額を交付額とする。

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表2-2の④欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 別表1-2の①欄に定める施設の種類の額に別表2-2の②欄に定める種目ごとの③欄により算出した基準額の合計額を算出する。

ウ アにより選定された額と、イにより算出した額とを比較して少ない方の額の施設の種類の額に別表1-2の④欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(3) (1)及び(2)以外の事業については、次により算出された額を交付額とする。

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表2-3の④欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較した少ない方の額を選定する。

イ 別表2-3の②欄に定める種目ごとの③欄に定める基準額の合計額を算出する。

ウ アにより選定された額と、イにより算出した額とを比較して少ない方の額の施設の種類の額に別表1-1の④欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(特別措置)

8 次の表の①欄に定める区分ごとに、②欄に定める対象施設の種類の額に掲げられている施設の整備に係る交

付金の交付額の算定にあつては、①欄の区分に基づいた別表 3－1 又は 3－2 に基づき、交付額を算出するものとする。

① 区 分	②対象施設の種類
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）第 2 条に規定する地震対策緊急整備事業計画（以下「地震対策緊急整備事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）及び地震防災対策特別措置法（平成 7 年 法律第 111 号）第 2 条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表 1 に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	乳児院 児童心理治療施設 障害児施設等
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年法律第 87 条）第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 11 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設	児童福祉施設（児童家庭支援センター、里親支援センター、職員養成施設、その他施設を除く。） 障害児施設等
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 70 号）第 2 条に規定する公害防止対策事業として行う場合	障害児施設等

（対象外費用等）

9 整備費補助金は、施設整備費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

- （1）土地の買収又は整地に要する費用
- （2）既存建物の買収（既存建物を買収することが、建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- （3）職員の宿舎に要する費用
- （4）その他施設整備費として適当と認められない費用

（申請）

10 市町村及び社会福祉法人等が規則第 3 条の規定により整備費補助金の交付を申請しようとするときは、知事が定める期日までに児童福祉施設等整備費補助金交付申請書（別記 1）1 部を知事に提出しなければならない。

（交付の条件）

11 整備費補助金の交付の決定は、規則第 5 条の規定により次の条件が付されるものとする。

- （1）事業に要する経費の配分を変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。ただし、区分間の経費の配分の変更は承認しないものとする。
- （2）事業の内容のうち、次のものを変更するときは、知事の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の規模、構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - イ 建物等の用途
 - ウ 入所定員又は利用定員
- （3）事業を中止し、又は廃止するときは、知事の承認を受けなければならない。
- （4）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しその指示を受けなければならない。
- （5）事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- （6）地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

- (7) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (8) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の国庫補助、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は財団法人 J K A 若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。
- (9) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号により子ども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないで、この補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- (10) 市町村が事業を実施したときは、当該事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした児童福祉施設等整備費補助金調書（別記 3）を作成し、事業完了後 10 年間保管しなければならない。
- ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により子ども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。
- (11) 社会福祉法人等が事業を実施したときは、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 10 年間保管しなければならない。
- ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により子ども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。
- (12) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納入させることがある。
- (13) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (14) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記 9）により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。
- なお、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (15) (1) から (14) により付した条件に違反したときは、この補助金等の全部又は一部を取り消すことがある。

(承認申請)

- 12 10 の規定により、承認又は指示を受けようとするときは、内容及び理由を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

- 13 市町村及び社会福祉法人等が工事を着手したときは、児童福祉施設等整備費補助金による工事着工報告書（別記 4）により工事を着工した日から 1 週間以内に、また、工事進ちょく状況については、児童福祉施設等整備費補助金による施設の工事進ちょく状況報告（別記 5）により、毎年度 12 月末現在の状況を翌月の 10 日までに各 1 部を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 14 市町村及び社会福祉法人等が規則第 12 条の規定により実績報告をしようとするときは、事業の完了の日から起算して 1 か月を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに児童福祉施設等整備費補助金実績報告書（別記 2）正副 2 部を知事に提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、児童福祉施設等整備費補助金年度終了報告書（別記 6）をこの補助金等の交付決定に係る県の会計年度の翌年度の 4 月 15 日までに 1 部を知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

- 15 市町村及び社会福祉法人等が規則第15条の規定により整備費補助金の交付を請求しようとするときは、児童福祉施設等整備費補助金交付請求書（別記7）1部を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

- 16 市町村及び社会福祉法人等が規則第16条の規定により整備費補助金の概算払を受けようとするときは、児童福祉施設等整備費補助金概算払請求書（別記8）1部を知事に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

- 17 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、6（1）イ又はウに該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が6（1）イ又はウのいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

(補助金の返還)

- 18 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合で、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命じなければならない。

(その他)

- 19 特別の事情により7、10、13及び14に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年3月22日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年2月7日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年9月8日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年11月30日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年2月8日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年2月24日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年3月29日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年8月5日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年9月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年9月4日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月6日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月16日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月2日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年７月２９日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年２月８日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年１１月２１日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年１２月６日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

交付の対象及び補助率
(耐震化等整備事業を除く。)

① 施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助率
(1) 児童福祉施設等			
ア 児童福祉施設 (乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター)	児童福祉法第 35 条第 3 項 同法第 35 条第 4 項	市町村（指定都市を除く。） 社会福祉法人等（対象施設が指定都市に設置される場合を除く。）	1 / 4 3 / 4
イ 児童福祉施設 (助産施設、母子生活支援施設)	児童福祉法第 35 条第 3 項 同法第 35 条第 4 項	市町村（指定都市、中核市を除く。） 社会福祉法人等（対象施設が指定都市、中核市に設置される場合を除く。）	1 / 4 3 / 4
ウ 職員養成施設	児童福祉法第 35 条第 10 項	市町村（指定都市、中核市を除く。）	1 / 4
エ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項	市町村（指定都市を除く。） 社会福祉法人等（対象施設が指定都市に設置される場合を除く。）	1 / 4 3 / 4
オ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項	市町村（指定都市を除く。） 社会福祉法人等（対象施設が指定都市に設置される場合を除く。）	1 / 4 3 / 4
カ 児童発達支援事業所	児童福祉法第 34 条の 3 第 2 項	社会福祉法人等（対象施設が指定都市、中核市に設置される場合を除く。）	3 / 4
キ 放課後等デイサービス事業所	児童福祉法第 34 条の 3 第 2 項	社会福祉法人等（対象施設が指定都市、中核市に設置される場合を除く。）	3 / 4
ク 居宅訪問型児童発達支援事業所	児童福祉法第 34 条の 3 第 2 項	社会福祉法人等（対象施設が指定都市、中核市に設置される場合を除く。）	3 / 4
ケ 保育所等訪問支援事業	児童福祉法第 34 条の 3 第 2 項	社会福祉法人等（対象施設が指定都市、中核市に設置される場合を除く。）	3 / 4
コ 障害児相談支援事業	児童福祉法第 34 条の 3 第 2 項	社会福祉法人等（対象施設が指定都市、中核市に設置される場合を除く。）	3 / 4
サ 児童福祉施設 (障害児入所施設、児童発達支援センター)	児童福祉法第 35 条第 3 項 同法第 35 条第 4 項	社会福祉法人等（対象施設が指定都市に設置される場合を除く。）	3 / 4
(2) その他施設	別途知事が定める基準	市町村（指定都市、中核市を除く。） 社会福祉法人等（対象施設が指定都市、中核市に設置される場合を除く。）	1 / 4 から 1 / 3 まで 2 / 3 から 3 / 4 まで

交付の対象及び補助率

(耐震化等整備事業)

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助率
児童福祉施設等			
ア 児童福祉施設 (乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)	児童福祉法第 35 条第 3 項 同法第 35 条第 4 項	市町村 (指定都市を除く。) 社会福祉法人等 (対象施設が指定都市に設置される場合を除く。)	1 / 4 3 / 4
イ 児童福祉施設 (助産施設、母子生活支援施設)	児童福祉法第 35 条第 3 項 同法第 35 条第 4 項	市町村 (指定都市、中核市を除く。) 社会福祉法人等 (対象施設が指定都市、中核市に設置される場合を除く。)	1 / 4 3 / 4
ウ 児童福祉施設 (障害児入所施設)	児童福祉法第 35 条第 3 項 同法第 35 条第 4 項	市町村 (指定都市、中核市を除く。) 社会福祉法人等 (対象施設が指定都市、中核市に設置される場合を除く。)	1 / 4 3 / 4

別表 2 - 1

算 定 基 準
(耐震化等整備事業を除く。)

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備

1 区 分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
施設整備	本体工事費	ア 定員 1 人当たり基準単価を適用する場合 (ア)別表 3 - 1 に掲げる定員 1 人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 (イ)地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業の場合には別表 3 - 1 に掲げる定員 1 人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 (ウ)地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業の場合には別表 3 - 1 に掲げる定員 1 人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 (エ)津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業の場合には別表 3 - 1 に掲げる定員 1 人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 イ 1 施設当たり基準単価を適用する場合 (ア)別表 3 - 1 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。 (イ)地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業の場合には別表 3 - 1 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。 (ウ)地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業の場合には別表 3 - 1 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。 (エ)津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業の場合には別表 3 - 1 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。 ウ 1 世帯当たり基準単価を適用する場合 (ア)別表 3 - 1 に掲げる 1 世帯当たり基準単価に定員(世帯)を乗じて得た額を基準額とする。 (イ)津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業の場合には別表 3 - 1 に掲げる 1 世帯当たり基準単価に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。 エ 1 グループケア当たり基準単価を適用する場合 (ア)別表 3 - 1 に掲げる 1 グループケア当たり基準単価にグループケア数を乗じて得た額を基準額とする。 (イ)地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施	施設の整備(施設の整備と一体的に整備するものにあつて、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(9 に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の 2. 6 % に相当する額を限度額とする。)並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費(P F I 事業に限る。) ただし、別の補助(負担)金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。)

1 区 分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
		される事業の場合には別表 3－1 に掲げる 1 グループケア当たり基準単価にグループケア数を乗じて得た額を基準額とする。 (ウ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業の場合には別表 3－1 に掲げる 1 グループケア当たり基準単価にグループケア数を乗じて得た額を基準額とする。 (エ) 津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業の場合には別表 3－1 に掲げる 1 グループケア当たり基準単価にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。 オ 一部改築及び拡張 令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 433 号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算出方法の取扱いについて」により算定された額を基準額とする。 カ 地域に密着した独自の事業を実施するため の場等を確保する整備であって、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 435 号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備を行うときは、別表 3－1 に定める基準単価を基準額とする。 キ 公害の防止に関する国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 70 号）第 2 条に規定する公害防止対策事業として整備を行うときは、別表 3－1 に定める基準単価を基準額とする。	
	特殊付帯工事費	別表 3－1 に掲げる 1 施設あたり基準単価を基準額とする。	特殊付帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
	解体撤去工事費 及び仮施設設置 整備工事費	別表 3－1 に掲げる 1 単位あたり基準単価を基準額とする。	解体撤去に必要な工事費又は 工事請負費及び仮施設設置整備に 必要な賃借料、工事費又は工事 請負費

（注）繰越事業（繰越された国の歳出予算を財源とした次世代育成支援対策施設整備交付金の交付を受けて行う事業をいう。以下同じ。）については、前年度に設定された算定基準を適用する。

別表 2 - 2

算 定 基 準

(耐震化等整備事業)

増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備

1 区 分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
施設整備	本体工事費	ア 定員 1 人当たり基準単価を適用する場合 (ア)別表 3 - 2 に掲げる定員 1 人当たり基準単価に定員を乗じて得たものを基準とする。 (イ)地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業の場合には別表 3 - 2 に掲げる定員 1 人当たり基準価格に定員を乗じて得たものを基準とする。 (ウ)地震防災緊急事業 5 箇年計画に基づいて実施される事業の場合には別表 3 - 2 に掲げる定員 1 人当たり基準価格に定員を乗じて得たものを基準とする。 イ 1 世帯当たり基準価格を適用する場合 (ア)別表 3 - 2 に掲げる 1 世帯当たり基準価格に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。 ウ 一部改築 令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 433 号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算出方法の取扱いについて」の例により算出されたものを基準とする。	施設整備に必要な工事費又は工事請負費(9 に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6 % に相当する額を限度額とする。) ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。)
	解体撤去工事費 及び仮施設整備工事費	別表 3 - 2 に掲げる 1 単位当たり基準単価を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

(注) 繰越事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

別表 2－3

算 定 基 準

(別表 2－1、別表 2－2、別表 4 及び別表 5 に掲げる整備以外の事業)

1 区 分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
施設整備	本体工事費	大規模修繕等（耐震化等整備事業を含む）及びその他特別な工事費については、知事が必要と認めた額とする。ただし、第 4 欄に定める対象経費の実支出額（以下「実支出額」という。）がこれに満たないときは、実支出額とする。	施設整備に必要な工事費又は工事請負費（9 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6 % に相当する額を限度額とする。） ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
	スプリンクラー設備等工事費 （既存施設）	別表 3－1 に掲げる基準単価を基準とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費
	仮施設設置整備工事費	大規模修繕等（耐震化等事業を含む）については、知事が必要と認めた額とする。ただし、実支出額がこれに満たないときは、実支出額とする。	仮施設設置整備に必要な賃借料、工事費、又は工事請負費
	応急仮施設設置整備	大規模修繕等（耐震化等整備事業を含む）及びその他特別な工事費については、知事が必要と認めた額とする。ただし、実支出額がこれに満たないときは、実支出額とする。	障害児施設等の災害復旧に必要な賃借料、工事費又は工事請負費 ただし、次に定める費用は除く。 （1）交付要綱 9（2）（3）に定める費用 （2）土地の買収又は整地に要する費用（災害による地形地盤の変動によって生じた地割れ等の復旧に要する費用を除く。） （3）門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用 （4）災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。 （5）明らかに設計の不備又は

			工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。 （６）その他災害復旧費として 適当と認められない費用 （７）別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用
--	--	--	--

（注）繰越事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

別表 3-1

補助基準額表
(耐震化等整備事業を除く。)

施設の種類		単位	基準単価
助産施設	本体	1人当たり	8,074,000
	初度設備相当加算	1人当たり	888,000
乳児院	本体	1人当たり	5,094,000
	初度設備相当加算(30人以下)(注)1	1人当たり	132,000
	初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	60,000
	小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	4,966,000
	心理療法室整備加算	1施設当たり	41,370,000
	子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,400,000
	初度設備相当加算(注)1	1人当たり	114,000
	年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	1,222,000
	病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,756,000
	親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	7,946,000
母子生活支援施設	本体	1世帯当たり	18,442,000
	初度設備相当加算(注)1	1世帯当たり	132,000
	心理療法室整備加算	1施設当たり	41,370,000
	子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	10,138,000
	初度設備相当加算(注)1	1世帯当たり	114,000
	病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,756,000
	母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	2,520,000
児童養護施設	初度設備相当加算(注)1	1人当たり	34,000
	本体	1人当たり	7,794,000
	初度設備相当加算(注)1	1人当たり	132,000
	小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	12,100,000
	心理療法室整備加算	1施設当たり	41,370,000
	子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	2,852,000
	初度設備相当加算(注)1	1人当たり	114,000
	病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,756,000
	乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり	458,000
	親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	7,946,000

児 童 心 理 治 療 施 設 本 体	1 人 当 た り	9,220,000
	初 度 設 備 相 当 加 算 (注) 1	1 人 当 た り 132,000
	小 規 模 グ ル ー プ ケ ア 整 備 加 算	1 グループケア当たり 11,182,000
	心 理 療 法 室 整 備 加 算	1 施 設 当 た り 63,582,000
	親 子 生 活 訓 練 室 整 備 加 算	1 世 帯 当 た り 7,946,000
	通 所 部 門 整 備 加 算	1 人 当 た り 3,846,000
児 童 自 立 支 援 施 設 本 体	初 度 設 備 相 当 加 算 (注) 1	1 人 当 た り 108,000
	1 人 当 た り	10,952,000
	初 度 設 備 相 当 加 算 (注) 1	1 人 当 た り 132,000
	小 規 模 グ ル ー プ ケ ア 整 備 加 算	1 グループケア当たり 12,888,000
	心 理 療 法 室 整 備 加 算	1 施 設 当 た り 41,370,000
	親 子 生 活 訓 練 室 整 備 加 算	1 世 帯 当 た り 7,946,000
児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 本 体	通 所 部 門 整 備 加 算	1 人 当 た り 3,846,000
	初 度 設 備 相 当 加 算 (注) 1	1 人 当 た り 108,000
	1 施 設 当 た り	25,116,000
里 親 支 援 セ ン タ ー 本 体	1 施 設 当 た り	25,116,000
職 員 養 成 施 設 本 体	1 人 当 た り	4,278,000
	初 度 設 備 相 当 加 算 (注) 1	1 人 当 た り 132,000
小 規 模 住 居 型 児 童 養 育 事 業 所	1 人 当 た り	11,080,000
	初 度 設 備 相 当 加 算 (注) 1	1 人 当 た り 132,000
児 童 自 立 生 活 援 助 事 業 所	1 人 当 た り	10,112,000
	初 度 設 備 相 当 加 算 (注) 1	1 人 当 た り 132,000

- (注) 1 改築設備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。
- 2 一部改築及び拡張に係る基準単価は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（こ成事第433号 令和5年8月22日 こども家庭庁成育局長通知）によるものとする。（千円未満切捨て）
- 3 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の基準単価を適用する。
- 4 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の基準単価を適用する。
- 5 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の基準単価を適用する。
- 6 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発第0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 7 繰越事業については、前年度に設定された基準単価を適用する。

事業（施設）の種類				(1施設あたり)	
				基準単価	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部	157,286,000	
			標準	149,798,000	
		21人～40人	都市部	315,878,000	
			標準	300,838,000	
		41人～60人	都市部	526,628,000	
			標準	501,552,000	
		61人～80人	都市部	741,128,000	
			標準	705,838,000	
		81人～100人	都市部	953,672,000	
			標準	908,260,000	
		101人～120人	都市部	1,165,888,000	
			標準	1,110,370,000	
		121人以上	都市部	1,378,268,000	
			標準	1,312,638,000	
		訓練事業等整備加算		都市部	66,664,000
				標準	63,490,000
		大規模訓練設備等整備加算		都市部	219,550,000
				標準	209,096,000
	短期入所整備加算		都市部	18,090,000	
			標準	17,230,000	
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	21,024,000	
			標準	20,024,000	
	障害者相談支援整備加算		都市部	15,026,000	
			標準	14,312,000	
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	10,006,000		
		標準	9,530,000		
小規模グループケア整備加算		都市部	32,270,000		
		標準	30,734,000		
避難スペース整備加算		都市部	58,024,000		
		標準	55,262,000		
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人以下	都市部	86,546,000	
			標準	82,426,000	
		21人～40人	都市部	174,238,000	
			標準	165,942,000	
		41人～60人	都市部	290,942,000	
			標準	277,088,000	
		61人～80人	都市部	408,786,000	
			標準	389,320,000	
		81人～100人	都市部	526,628,000	
			標準	501,552,000	
		101人～120人	都市部	643,006,000	
			標準	612,388,000	
		121人以上	都市部	761,176,000	
			標準	724,930,000	
	訓練事業等整備加算		都市部	66,662,000	
			標準	63,488,000	
大規模訓練設備等整備加算		都市部	219,550,000		
		標準	209,096,000		

	短期入所整備加算	都市部	18,090,000
		標準	17,230,000
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	21,024,000
		標準	20,024,000
	障害者相談支援整備加算	都市部	15,026,000
		標準	14,312,000
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	10,006,000
		標準	9,530,000
	避難スペース整備加算	都市部	58,024,000
		標準	55,262,000
増築整備（既存施設の現在定員の増員）		都市部	43,354,000
		標準	41,290,000
障害児相談支援（各事業のみの整備の場合）		都市部	15,026,000
		標準	14,312,000
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）		都市部	10,006,000
		標準	9,530,000
避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）		都市部	58,024,000
		標準	55,262,000

- （注） 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増増造単価の取扱いについて」（こ成事第432号令和5年8月22日）により、都市部特例割増増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

補助基準額表（地震対策緊急整備事業計画及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業の場合）

施設の種類		単位	基準単価
乳 児 院 本 体		1 人 当 た り	6,792,000
	初 度 設 備 相 当 加 算 (30 人 以 下) (注) 1	1 人 当 た り	176,000
	初 度 設 備 相 当 加 算 (30 人 を 超 え る 部 分)	1 人 当 た り	80,000
	小 規 模 グ ル ー プ ケ ア 整 備 加 算	1 グループケア当たり	6,622,000
	心 理 療 法 室 整 備 加 算	1 施 設 当 た り	55,160,000
	子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1 人 当 た り	1,868,000
	初 度 設 備 相 当 加 算 (注) 1	1 人 当 た り	152,000
	年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1 人 当 た り	1,630,000
	病 児 ・ 病 後 児 保 育 事 業 の た め の 保 育 室 等 を 整 備 す る 場 合	1 人 当 た り	2,342,000
	親 子 生 活 訓 練 室 整 備 加 算	1 世 帯 当 た り	10,596,000
児 童 心 理 治 療 施 設 本 体		1 人 当 た り	12,294,000
	初 度 設 備 相 当 加 算 (注) 1	1 人 当 た り	176,000
	小 規 模 グ ル ー プ ケ ア 整 備 加 算	1 グループケア当たり	14,910,000
	心 理 療 法 室 整 備 加 算	1 施 設 当 た り	84,778,000
	親 子 生 活 訓 練 室 整 備 加 算	1 世 帯 当 た り	10,596,000
	通 所 部 門 整 備 加 算	1 人 当 た り	5,128,000
	初 度 設 備 相 当 加 算 (注) 1	1 人 当 た り	146,000

- (注) 1 改築設備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。
- 2 一部改築及び拡張に係る基準単価は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（こ成事第433号 令和5年8月22日こども家庭庁成育局長通知）によるものとする。（千円未満切捨て）
- 3 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発第0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 4 乳児院、児童心理治療施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、該当施設本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の基準単価を適用する。
- 5 繰越事業については、前年度に設定された基準単価を適用する。

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			基準単価	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部 標準	209,672,000 199,688,000
		21人～40人	都市部 標準	421,304,000 401,242,000
		41人～60人	都市部 標準	702,172,000 668,736,000
		61人～80人	都市部 標準	988,128,000 941,076,000
		81人～100人	都市部 標準	1,271,540,000 1,210,992,000
		101人～120人	都市部 標準	1,554,562,000 1,480,536,000
		121人以上	都市部 標準	1,837,584,000 1,750,080,000
		訓練事業等整備加算		都市部 標準
	大規模訓練設備等整備加算		都市部 標準	292,800,000 278,858,000
	短期入所整備加算		都市部 標準	24,252,000 23,098,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部 標準	28,164,000 26,824,000
	障害者相談支援整備加算		都市部 標準	19,950,000 19,000,000
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部 標準	13,338,000 12,704,000
	小規模グループケア整備加算		都市部 標準	43,028,000 40,980,000
	避難スペース整備加算		都市部 標準	77,256,000 73,578,000

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増増造単価の取扱いについて」（成事第432号令和5年8月22日）により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 木造施設の改築として行う場合に限る。

補助基準額表（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業の場合）

施設の種類		単位	基準単価
助産施設	本体	1人当たり	10,658,000
	初度設備相当加算	1人当たり	1,172,000
乳児院	本体	1人当たり	6,724,000
	初度設備相当加算（30人以下）（注）1	1人当たり	174,000
	初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	80,000
	小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	6,556,000
	心理療法室整備加算	1施設当たり	54,608,000
	子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,848,000
	初度設備相当加算（注）1	1人当たり	150,000
	年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	1,614,000
	病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	2,320,000
	親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	10,490,000
母子生活支援施設	本体	1世帯当たり	24,344,000
	初度設備相当加算（注）1	1世帯当たり	174,000
	心理療法室整備加算	1施設当たり	54,608,000
	子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	13,382,000
	初度設備相当加算（注）1	1世帯当たり	150,000
	病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	2,320,000
	母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	3,328,000
児童養護施設	初度設備相当加算（注）1	1人当たり	46,000
	本体	1人当たり	10,288,000
	初度設備相当加算（注）1	1人当たり	174,000
	小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	15,972,000
	心理療法室整備加算	1施設当たり	54,608,000
	子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	3,766,000
	初度設備相当加算（注）1	1人当たり	150,000
	病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	2,320,000

	乳児を受け入れるためのほふく室 又は養育室等を整備する場合	1人当たり	604,000
	親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	10,490,000
児 童 心 理 治 療 施 設 本 体		1人当たり	12,172,000
	初 度 設 備 相 当 加 算 (注) 1	1人当たり	174,000
	小 規 模 グ ル ー プ ケ ア 整 備 加 算	1グループケア当たり	14,760,000
	心 理 療 法 室 整 備 加 算	1施設当たり	83,930,000
	親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	10,490,000
	通 所 部 門 整 備 加 算	1人当たり	5,076,000
	初 度 設 備 相 当 加 算 (注) 1	1人当たり	144,000
児 童 自 立 支 援 施 設 本 体		1人当たり	14,458,000
	初 度 設 備 相 当 加 算 (注) 1	1人当たり	174,000
	小 規 模 グ ル ー プ ケ ア 整 備 加 算	1グループケア当たり	17,014,000
	心 理 療 法 室 整 備 加 算	1施設当たり	54,608,000
	親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	10,490,000
	通 所 部 門 整 備 加 算	1人当たり	5,076,000
	初 度 設 備 相 当 加 算 (注) 1	1人当たり	144,000
小 規 模 住 居 型 児 童 養 育 事 業 所		1人当たり	14,626,000
	初 度 設 備 相 当 加 算 (注) 1	1人当たり	174,000
児 童 自 立 生 活 援 助 事 業 所		1人当たり	13,348,000
	初 度 設 備 相 当 加 算 (注) 1	1人当たり	174,000

(注) 1 改築設備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。

2 一部改築及び拡張に係る基準単価は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（こ成事第433号 令和5年8月22日こども家庭庁成育局長通知）によるものとする。（千円未満切捨て）

3 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の基準単価を適用する。

4 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の基準単価を適用する。

5 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の基準単価を適用する。

6 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発第0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。

7 繰越事業については、前年度に設定された基準単価を適用する。

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			基準単価	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	419,380,000
			標準	399,410,000
		41人～60人	都市部	698,588,000
			標準	665,322,000
		61人～80人	都市部	982,848,000
			標準	936,046,000
		81人～100人	都市部	1,264,500,000
			標準	1,204,286,000
		101人～120人	都市部	1,546,476,000
			標準	1,472,836,000
		121人以上	都市部	1,827,804,000
			標準	1,740,766,000
	訓練事業等整備加算		都市部	88,340,000
			標準	84,134,000
短期入所整備加算		都市部	20,046,000	
		標準	19,092,000	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	27,706,000	
		標準	26,388,000	
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 40人以下	都市部	232,264,000
			標準	221,204,000
		41人～60人	都市部	386,782,000
			標準	368,364,000
		61人～80人	都市部	543,580,000
			標準	517,696,000
		81人～100人	都市部	700,706,000
			標準	667,340,000
		101人～120人	都市部	855,550,000
			標準	814,810,000
		121人以上	都市部	1,012,348,000
			標準	964,142,000
	訓練事業等整備加算		都市部	88,180,000
			標準	83,980,000
短期入所整備加算		都市部	24,122,000	
		標準	22,974,000	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	27,706,000	
		標準	26,388,000	

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例増造単価の取扱いについて」（こ成事第432号令和5年8月22日）により、都市部特例増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

補助基準額表（公害防止対策事業として行う場合）

（１施設あたり）

事業（施設）の種類			基準単価		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部	172,960,000	
			標準	164,724,000	
		21人～40人	都市部	347,602,000	
			標準	331,050,000	
		41人～60人	都市部	579,394,000	
			標準	551,804,000	
		61人～80人	都市部	815,220,000	
			標準	776,400,000	
		81人～100人	都市部	1,049,026,000	
			標準	999,074,000	
		101人～120人	都市部	1,282,500,000	
			標準	1,221,430,000	
		121人以上	都市部	1,516,140,000	
			標準	1,443,944,000	
		訓練事業等整備加算		都市部	73,284,000
				標準	69,796,000
	大規模訓練設備等整備加算		都市部	241,538,000	
			標準	230,038,000	
	短期入所整備加算		都市部	20,000,000	
			標準	19,048,000	
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	23,194,000	
			標準	22,090,000	
	障害者相談支援整備加算		都市部	16,538,000	
			標準	15,752,000	
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	11,008,000		
		標準	10,484,000		
小規模グループケア整備加算		都市部	35,464,000		
		標準	33,776,000		
避難スペース整備加算		都市部	63,870,000		
		標準	60,830,000		
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人以下	都市部	95,136,000	
			標準	90,606,000	
		21人～40人	都市部	191,618,000	
			標準	182,494,000	
		41人～60人	都市部	320,034,000	
			標準	304,796,000	
		61人～80人	都市部	449,630,000	
			標準	428,220,000	
		81人～100人	都市部	579,394,000	
			標準	551,804,000	
		101人～120人	都市部	707,306,000	
			標準	673,626,000	
		121人以上	都市部	837,238,000	
			標準	797,370,000	
	訓練事業等整備加算		都市部	73,284,000	
			標準	69,796,000	
	大規模訓練設備等整備加算		都市部	241,538,000	
			標準	230,038,000	

	短期入所整備加算	都市部	20,000,000
		標準	19,048,000
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	23,194,000
		標準	22,090,000
	障害者相談支援整備加算	都市部	16,538,000
		標準	15,752,000
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	11,008,000
		標準	10,484,000
	避難スペース整備加算	都市部	63,870,000
		標準	60,830,000

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増造単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

解体撤去補助基準額表

施設の種類	単位	標準	地震防災緊急事業 五箇年計画に基づく 事業の場合	津波避難対策緊急 事業計画に基づく 事業の場合	公害防止対策事業 として行う場合
助産施設	1人当たり	418,000	—	552,000	—
乳児院	1人当たり	242,000	324,000	320,000	—
母子生活支援施設	1世帯当たり	892,000	—	1,178,000	—
児童養護施設	1人当たり	376,000	—	498,000	—
児童心理治療施設	1人当たり	432,000	578,000	572,000	—
児童自立支援施設	1人当たり	544,000	—	718,000	—
児童家庭支援センター	1施設当たり	1,270,000	—	—	—
里親支援センター	1施設当たり	1,270,000	—	—	—
職員養成施設	1人当たり	228,000	—	—	—
小規模住居型児童養育事業 所	1人当たり	952,000	—	1,258,000	—
児童自立生活援助事業所	1人当たり	848,000	—	1,120,000	—
障害児入所施設	1施設当たり	18,782,000	25,146,000	24,992,000	20,650,000
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	19,720,000	26,402,000	26,240,000	21,682,000
障害児施設 （障害児入所施設除く）	1施設当たり	9,438,000	12,572,000	12,108,000	10,372,000
障害児施設 （障害児入所施設除く） （都市部）	1施設当たり	9,908,000	13,200,000	12,712,000	10,890,000

（注）繰越事業については、前年度に設定された基準単価を適用する。

仮施設整備工事費補助基準額表

施設の種類	単位	標準	地震防災緊急事業 五箇年計画に基づく 事業の場合	津波避難対策緊急 事業計画に基づく 事業の場合	公害防止対策事業 として行う場合
助産施設	1人当たり	786,000	—	1,038,000	—
乳児院	1人当たり	434,000	580,000	574,000	—
母子生活支援施設	1世帯当たり	1,626,000	—	2,148,000	—
児童養護施設	1人当たり	676,000	—	894,000	—
児童心理治療施設	1人当たり	820,000	1,092,000	1,082,000	—
児童自立支援施設	1人当たり	964,000	—	1,274,000	—
児童家庭支援センター	1施設当たり	2,268,000	—	—	—
里親支援センター	1施設当たり	2,268,000	—	—	—
職員養成施設	1人当たり	420,000	—	—	—
小規模住居型児童養育事業 所	1人当たり	3,990,000	—	5,268,000	—
児童自立生活援助事業所	1人当たり	3,542,000	—	4,676,000	—
障害児入所施設	1施設当たり	34,460,000	45,824,000	45,638,000	37,778,000
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	36,182,000	48,114,000	47,918,000	39,666,000
障害児施設 （障害児入所施設除く）	1施設当たり	16,454,000	21,980,000	21,732,000	18,088,000
障害児施設 （障害児入所施設除く） （都市部）	1施設当たり	17,276,000	23,078,000	22,818,000	18,992,000

（注）繰越事業については、前年度に設定された基準単価を適用する。

地域交流スペース 補助基本額

施設の種類	地域交流スペース	防災拠点型
本体	31,664,000	42,210,000
初度設備相当加算	1,722,000	4,500,000

(注) 繰越事業については、前年度に設定された基準単価を適用する。

余裕教室活用促進事業 補助基本額

施設の種類	余裕教室活用促進事業
本体	42,210,000
初度設備相当加算	7,514,000

(注) 繰越事業については、前年度に設定された基準単価を適用する。

スプリンクラー設備工事費 補助基本額

	スプリンクラー設備 (既存施設における整備事業)	
基準単価 (1㎡当たり)	乳児院	22,000
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	4,062,000
	障害児入所施設	32,000
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	4,796,000
	障害児入所施設 (延べ床面積1,000㎡以上の平屋建て)	64,000
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	4,796,000
	障害児入所施設、乳児院以外の児童福祉施設	14,000

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

屋内消火栓設備 補助基本額

	屋内消火栓設備 (既存施設における整備事業)	
基準単価	屋内消火栓設備(児童福祉施設等)	
	基本点数	6,590,000
	㎡当たり加算	2,000
	屋内消火栓箱設置数による加算	340,000
	パッケージ型消火栓設備	508,000
	屋内消火栓設備(障害児施設等)	
	基本点数	776,000
	㎡当たり加算	2,000
	屋内消火栓箱設置数による加算	402,000
	パッケージ型消火栓設備	602,000

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

特殊附帯工事 補助基本額

	標準	地震防災緊急事業 五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急 事業計画に基づく事業の場合
標準	20,302,000	—	—
乳児院、児童心理治療施設	—	27,070,000	—
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	—	—	26,798,000
福祉型障害児入所施設（主として知的障害のある児童及び肢体不自由のある児童を入所させるものに限る）、医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童及び重症心身障害児）	19,714,000	—	—

（注） 繰越事業については、前年度に設定された基準単価を適用する。

定期借地権設定のための一時金加算

施設の種類	基準単価（1施設あたり）
乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、小規模住居型児童養育事業所、児童自立生活援助事業、里親支援センター	児童福祉施設等の設置に必要な土地について、当該施設等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額

別表 3 - 2

補助基準額表
(耐震化等整備事業)

施設の種類		単位	基準単価
助産施設本体		1 人 当 た り	11,386,000
乳児院本体		1 人 当 た り	9,348,000
母子生活支援施設本体		1 世 帯 当 た り	28,530,000
児童養護施設本体		1 人 当 た り	11,692,000
児童心理治療施設本体		1 人 当 た り	15,106,000
	通所部門整備加算	1 人 当 た り	5,222,000
児童自立支援施設本体		1 人 当 た り	16,558,000
	通所部門整備加算	1 人 当 た り	5,222,000

(注) 繰越事業については、前年度に設定された基準単価を適用する。

補助基準額表（地震対策緊急整備事業計画及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業の場合）

施設の種類		単位	基準単価
乳児院本体		1 人 当 た り	12,464,000
児童心理治療施設本体		1 人 当 た り	22,076,000
	通所部門整備加算	1 人 当 た り	6,962,000

(注) 繰越事業については、前年度に設定された基準単価を適用する。

(1 施設あたり)

事業（施設）の種類			基準単価	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	419,544,000
			標準	399,566,000
		41人～60人	都市部	698,748,000
			標準	665,476,000
		61人～80人	都市部	983,010,000
			標準	936,200,000
		81人～100人	都市部	1,264,500,000
			標準	1,204,286,000
		101人～120人	都市部	1,546,640,000
			標準	1,472,992,000
		121人以上	都市部	1,827,968,000
			標準	1,740,922,000
	訓練事業等整備加算	都市部	88,504,000	
		標準	84,290,000	
	短期入所整備加算	都市部	20,046,000	
		標準	19,092,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	27,706,000	
		標準	26,388,000	

(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増造単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

4 障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

(地震対策緊急整備事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合
(1施設あたり)

事業（施設）の種類			基準単価	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	559,390,000
			標準	532,754,000
		41人～60人	都市部	931,796,000
			標準	887,426,000
		61人～80人	都市部	1,310,660,000
			標準	1,248,248,000
		81人～100人	都市部	1,685,998,000
	標準		1,605,714,000	
	101人～120人	都市部	2,062,318,000	
		標準	1,964,114,000	
	121人以上	都市部	2,437,268,000	
		標準	2,321,208,000	
	訓練事業等整備加算	都市部	118,134,000	
		標準	112,510,000	
短期入所整備加算	都市部	26,598,000		
	標準	25,332,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	36,966,000		
	標準	35,206,000		

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増造単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
4 障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合

(1 施設あたり)

事業（施設）の種類			基準単価	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	461,396,000
			標準	439,426,000
		41人～60人	都市部	768,658,000
			標準	732,056,000
		61人～80人	都市部	1,081,300,000
			標準	1,029,810,000
		81人～100人	都市部	1,391,084,000
	標準		1,324,842,000	
	101人～120人	都市部	1,701,370,000	
		標準	1,620,354,000	
	121人以上	都市部	2,010,818,000	
		標準	1,915,066,000	
	訓練事業等整備加算	都市部	97,488,000	
		標準	92,846,000	
短期入所整備加算	都市部	22,018,000		
	標準	20,970,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	30,422,000		
	標準	28,974,000		

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増造単価の取扱いについて」（こ成事第432号令和5年8月22日）により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
4 障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

解体撤去補助基準額表

施設の種類	単位	標準	地震防災緊急事業 五箇年計画に基づく事業の場合	公害防止対策事業 として行う場合
助産施設	1人当たり	554,000	—	—
乳児院	1人当たり	326,000	434,000	—
母子生活支援施設	1世帯当たり	1,186,000	—	—
児童養護施設	1人当たり	496,000	—	—
児童心理治療施設	1人当たり	570,000	760,000	—
児童自立支援施設	1人当たり	710,000	—	—
障害児入所施設	1施設当たり	25,146,000	33,530,000	27,534,000
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	26,402,000	35,206,000	28,910,000
障害児施設 （障害児入所施設除く）	1施設当たり	—	—	—
障害児施設 （障害児入所施設除く） （都市部）	1施設当たり	—	—	—

（注）繰越事業については、前年度に設定された基準単価を適用する。

仮設施設整備工事費補助基準額表

施設の種類	単位	標準	地震防災緊急事業 五箇年計画に基づく事業の場合	公害防止対策事業 として行う場合
助産施設	1人当たり	1,028,000	—	—
乳児院	1人当たり	570,000	760,000	—
母子生活支援施設	1世帯当たり	2,146,000	—	—
児童養護施設	1人当たり	898,000	—	—
児童心理治療施設	1人当たり	1,068,000	1,426,000	—
児童自立支援施設	1人当たり	1,276,000	—	—
障害児入所施設	1施設当たり	45,792,000	61,098,000	50,426,000
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	48,080,000	64,152,000	52,946,000
障害児施設 （障害児入所施設除く）	1施設当たり	—	—	—
障害児施設 （障害児入所施設除く） （都市部）	1施設当たり	—	—	—

（注）繰越事業については、前年度に設定された基準単価を適用する。

別表 4

算 定 基 準

(その他施設)

1 区 分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
施設整備	本体工事費	次に掲げる額とし、改築及び大規模修繕の工事費については、知事が必要と認めた額とする。 知事が必要と認めた面積 鉄筋 知事が必要と認めた額 ブロック 知事が必要と認めた額 木造 知事が必要と認めた額	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表 5

算 定 基 準

(余裕教室活用促進事業)

1 区 分	2 基 準	3 対 象 経 費
施設整備	余裕教室を児童福祉施設等に改築する場合は、別表 3－1 に掲げる補助基本額とする。	(1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (2) 暖房設備工事費 暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費又は工事請負費 (4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (5) 浄化槽設備工事費 浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費

(注) 繰越事業については、前年度に設定された基準単価を適用する。